

令和5年4月24日

保険薬局の皆様

「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」合意までの流れ

【本取り組みへの参画をご希望される場合】

1. 国立病院機構紫香楽病院薬剤科ホームページ上の「院外処方せんにおける疑義照会簡素化プロトコル」の内容を確認する。
※甲賀湖南薬剤師会の会員様は、薬剤師会事務局からも様式1式（プロトコル、合意書、変更調剤報告書）が入手可能です。
2. 「合意書」を印刷し、保険薬局保管用と紫香楽病院保管用に必要事項を記入する（運用開始の開始日は記入しない）。
3. 記入した合意書2部を国立病院機構紫香楽病院薬剤科へ郵送する。
〒529-1803 滋賀県甲賀市信楽町牧997
国立病院機構紫香楽病院薬剤科
※保険薬局保管用の合意書を返送するため、宛先を記載した返信用封筒（切手は不要）の同封をお願いします。
4. 病院は、保険薬局からの合意書が到着後、不備がないか確認する。運用開始日を記入し、病院長印が押印された保険薬局保管用の合意書1部を返送する。
5. 保険薬局は合意書を受領後、本プロトコルに基づいた運用を開始する。

以上